

「犯罪のない安全で安心して暮らせるまち習志野」

習志野市安全で安心なまちづくり基本計画

〔平成 27 年度～平成 37 年度〕



平成 27 年 4 月

平成 31 年

平成 34 年

平成 38 年 3 月

習志野市安全で安心なまちづくり基本計画
H27.4～H38.3

第1期実施計画
H27.4～H31.3

第2期実施計画
H31.4～H34.3

第3期実施計画
H34.4～H38.3

習 志 野 市



はじめに

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちの実現は、全ての市民の共通した願いであり、豊かな市民生活及び社会経済発展の基盤となるものです。

本市では、平成16年度から26年度を計画期間とする「習志野市安全で安心なまちづくり基本計画」に基づき、これまで市、市民、事業者、警察、その他関係団体が連携し、各種防犯施策を推進してまいりました。



本市における近年の犯罪発生件数をみてみますと、ひったくりや空き巣などの身近な犯罪は着実に減少していますが、高齢者を狙った振り込め詐欺や、インターネットを用いた新たな犯罪が急増しています。また、平成24年度に実施した市民意識調査では、希望する習志野市の都市イメージ（将来像）として、「防災・防犯が行き届き、安全・安定した生活を送れる都市」が上位になるなど、これまで以上に日常生活での犯罪遭遇に対する不安の払拭に努めていく必要があります。

本市では、平成26年4月に「未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野」を目指すべき将来都市像とした習志野市基本構想によるまちづくりがスタートしております。この将来都市像を実現するための目標の1つに安全・安心「快適なまち」を掲げ、このたび平成27年度から平成37年度までを計画期間とした新たな「習志野市安全で安心なまちづくり基本計画」を策定いたしました。

この計画を指針として、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働して総合的な施策に取り組むことにより、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを実現してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多大な御尽力を賜りました「習志野市安全で安心なまちづくり協議会」の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見やご提言をいただきましたすべての皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

習志野市長

宮本泰介

目 次

第1章 基本計画策定の趣旨

- 1 基本計画策定の趣旨 … P1
- 2 基本計画の施策対象の範囲 … P1
- 3 計画の位置づけ … P2
- 4 計画期間 … P2

第2章 現状及び課題

- 1 犯罪の現状 … P3
- 2 生活環境の変化 … P4
- 3 課題 … P5

第3章 基本計画推進の基本的な考え方

- 1 自らを守る意識の高揚 … P6
- 2 情報発信と情報共有のさらなる推進 … P6
- 3 協働による地域防犯活動の推進 … P6
- 4 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備 … P7

第4章 安全で安心なまちづくり施策の推進

- 1 市の取り組み … P8
- 2 市民の取り組み … P15
- 3 事業者の取り組み … P18

第5章 基本計画を推進するにあたって

- 1 実施計画の策定 … P21
- 2 安全で安心なまちづくり協議会の設置 … P21
- 3 庁内連絡体制の整備 … P21
- 4 基本計画の変更について … P22

◎ 資 料 編 ◎

- 1 習志野市安全で安心なまちづくり基本計画について（諮問） P23
- 2 習志野市安全で安心なまちづくり基本計画について（答申） P24
- 3 習志野市安全で安心なまちづくり協議会委員名簿 P26
- 4 習志野市安全で安心なまちづくり条例 P27
- 5 習志野市安全で安心なまちづくり条例施行規則 P30
- 6 安全で安心なまちづくり連絡協議会設置要綱 P32
- 7 習志野市防犯物品支援基準 P34
- 8 習志野市青少年防犯ボランティア
「キラット・ジュニア防犯隊」募集要領 P37

第1章 基本計画策定の趣旨

1 基本計画策定の趣旨

本市では、平成16年3月に市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的に「習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、平成17年3月に、「習志野市安全で安心なまちづくり基本計画」（以下「前基本計画」という）を策定し、計画期間である平成16～26年度の間、市、市民、事業者、警察、その他関係団体が連携強化を図り、地域ぐるみの防犯体制を充実させるとともに、市民一人ひとりの防犯意識の向上に取り組んでまいりました。

その結果、市内における犯罪発生件数は、平成16年と平成26年を比べると、約56%減少しており、前基本計画に基づく防犯施策については一定の効果を示しております。

しかし、侵入盗、乗りもの盗、車上狙い、ひったくりなど、市民生活に身近なところで起こる犯罪発生件数は、減少してもなくなることはありません。

このことから、これまで行ってきた効果的な防犯施策については、前基本計画を踏襲し、継続して実施していく必要があります。

また、振り込め詐欺など、高齢者を狙った犯罪の発生件数や被害額は、本市においても、ここ近年上昇傾向にあり、その手口も悪質かつ巧妙化が進んでおり、高度情報化社会や超高齢社会など、今日の社会・経済情勢や地域状況を踏まえた上で、振り込め詐欺など、新たな犯罪に対応する施策も重要となります。

そこで、前基本計画の期間満了にともない、新たな「習志野市安全で安心なまちづくり基本計画」（以下、「基本計画」という）を策定しました。

2 基本計画の施策対象の範囲

基本計画の施策対象の範囲については、侵入盗、乗りもの盗、車上狙い、ひったくり、子どもを狙った犯罪、振り込め詐欺など、市民生活の身近なところで起きる犯罪の発生防止に主眼を置きます。

また、火災・地震などの災害や環境保全、労働災害といった分野については、既に独立した枠組みで施策が体系化されているため、基本計画の施策対象の範囲には含めないこととします。

3 計画の位置づけ

基本計画は、習志野市長期計画（基本構想・前期基本計画）と調和を図り、習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づき作成しています。

【習志野市基本構想】

- Ⅲ 将来都市像を実現するための3つの目標と自立的都市経営の推進
- Ⅲ－1 将来都市像を実現するための3つの目標
- 第2章 安全・安心「快適なまち」

【習志野市前期基本計画】

- 第2章 安全・安心「快適なまち」
- 第1節 ともに安心を築く危機管理・安全対策の推進
- 第3項 防犯の推進

【習志野市犯罪のない安心で安全なまちづくり条例】

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、安全・安心なまちづくりを推進するために基本計画を策定し、これに基づき必要な施策を実施するものとする。

4 計画期間

この基本計画は、習志野市基本構想の終期にあわせ、平成27年度から平成37年度までの11年間を計画期間とします。

ただし、防犯施策等については、社会の急速な変化に対応していくために、適宜、見直しを行うとともに、各年度の実施計画に反映させていきます。



千葉県マスコット
キャラクター
「チーバくん」

習志野市ご当地
キャラクター
「ナラシド♪」

千葉県警察マスコット
キャラクター
「シーボック」

第2章 現状及び課題

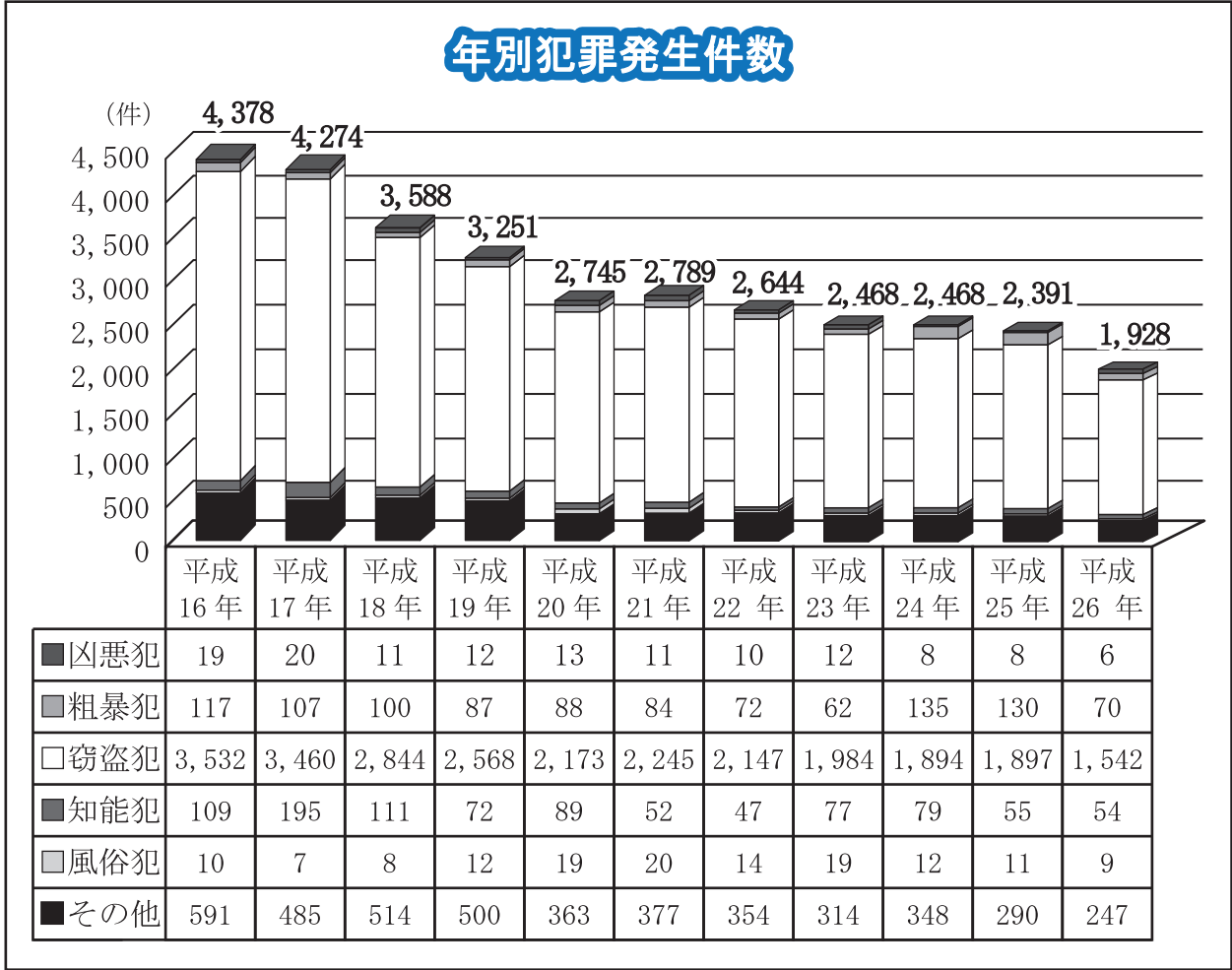
1 犯罪の現状

習志野市の平成26年の犯罪発生総件数は1,928件、内訳としては、凶悪犯6件、粗暴犯70件、窃盗犯1,542件（侵入盗106件、乗り物盗736件、非侵入盗700件）、知能犯54件、風俗犯9件、その他の刑法犯247件であり、1日当たり約5.3件の犯罪が発生しています。

なお、身近な犯罪としては、ひったくり8件、自転車盗648件、車上狙い92件、空き巣49件となっています。

平成16年当時との件数を比較しますと、総件数で2,450件、1日当たりでは約6.7件の減となっており、身近な犯罪として認知されている『窃盗犯』が大きく減少しています。

しかし、身近な犯罪のうち、自転車盗は、ひったくりや空き巣などと比べて減少率が低い結果となっています。



※数値は千葉県警察本部発表。平成26年の数値は暫定値となります。

身近な犯罪(窃盗犯)の件数及び減少率の比較 (単位:件)				
罪種	平成16年(A)	平成26年(B)	減少数(A-B)	減少率(B/A)
ひったくり	131	8	△123	93.9%
自転車盗	1,131	648	△483	42.7%
車上狙い	428	92	△336	78.5%
空き巣	289	49	△240	83.0%
その他	1,553	745	△808	52.0%
窃盗犯合計	3,532	1,542	△1,990	56.3%

また、高齢者が狙われやすい振り込め詐欺等について、習志野市における発生件数と被害額は、平成23年は34件で約5,000万円、平成24年は28件で約4,500万円、平成25年は28件で約6,400万円、平成26年は40件で約8,600万円と、増加傾向にあります。

※数値は千葉県警察本部発表。平成26年の数値は暫定値となります。

2 生活環境の変化

社会の様々な分野の第一線で活躍してきた団塊の世代と言われた人たちが定年を迎え、高齢化社会が現実のものとなっています。

習志野市における総人口にかかる老年人口（65歳以上）は、平成16年約14.9%（平成16年3月31日現在、住民基本台帳人口）、平成26年約21.6%（平成26年3月31日現在、住民基本台帳人口）、そして、平成37年には、「団塊の世代」が後期高齢者となり、全体の約23.4%（習志野市人口推計調査報告書 平成25年5月改訂）と見込まれることから、さらに高齢化が進みます。

高齢者構成比は、全体的に、前期高齢者から後期高齢者に徐々に移行し、加えて、高齢者総数も更に増加する見込みです。

かつてはその地域に住む人たちがともに助け合い、よりよい環境を求めて協力し合うことで、安全で安心して暮らせる地域社会を育んできましたが、今後は、少子高齢化や働く世代の減少により、今よりもより地域における人々の結びつきが希薄になると考えられます。今まで以上に「自分のことは自分で守る」という防犯に対する意識を強く持つことが重要です。

また、国際化や高度情報化の急速な進展により、外国人による犯罪、インターネットやスマートフォンを利用した犯罪など、今まで想定できなかった犯罪が発生しています。

3 課題

平成16年と26年の犯罪発生件数を比較すると、約56%減少するという成果を上げていることから、前基本計画を踏襲することを前提として、次の4点を課題とします。

- (1) 高度情報社会の進展に合わせ、適切に情報を発信する必要がある。



- (2) 高齢者に対する防犯知識の普及と啓発活動を推進するとともに、地域全体で支えていけるような体制を確立する必要がある。



- (3) 高齢者が狙われやすい「振り込め詐欺」等について、関係機関等と協議・検討を行い、安心して暮らせるまちづくりに努める。



- (4) 身近な犯罪の中で減少率が少なかった自転車盗等については、その犯罪防止により力を入れる必要がある。



第3章 基本計画推進の基本的な考え方

1 目的

現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現

2 目標数値

犯罪発生件数は、下げ止まり感があります。よって、現状の件数を維持又は減少を目標とします。

3 基本方針

習志野市における犯罪発生の実状及び課題を踏まえるとともに、前計画の基本方針を踏襲し、次の4点を基本的な考え方とします。

(1) 自らを守る意識の高揚

現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現するためには、市民一人ひとりが、日頃から防犯を意識し、「自分のことは自分で守る」という意識をさらに高めていく必要があります。

このためには、防犯知識の普及・啓発を図るとともに、地域が力を合わせ、お互いに助け合っていけるような意識関係を構築することが大切です。

(2) 情報発信と情報共有のさらなる推進

市、市民、事業者、警察等との情報共有については、防犯緊急情報ネットワークを整備しました。

また、防災行政無線、習志野市ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」、習志野市公式ツイッター等、ソーシャルメディアを活用した防犯に関する緊急情報を迅速に配信するシステムも定着し、情報発信と情報共有については、整備が完了しました。

今後は、整備したネットワークを有効活用するとともに拡充を図ることが必要です。

さらに、情報・通信技術（ICT技術）の進化にあわせ、新たな情報発信の手法を研究していくことも大切です。



（3） 協働による地域防犯活動の推進

市、市民、事業者、警察等が相互に連携、協力を図り防犯活動を推進することが、地域の安全により大きな効果をもたらします。

また、連合町会、まちづくり会議、町会、自治会等は、自らの役割を認識し、防犯パトロールや見守り活動などの防犯活動に参加することが犯罪の抑止につながります。



市内各所での街頭啓発キャンペーン

（4） 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備

犯罪が起こりにくい都市環境をつくるためには、防犯に配慮した施設整備等のハード面と、施設の維持管理等のソフト面の両面からの対策が必要です。

また、犯罪抑止に有効とされる防犯カメラについて、今後は公共施設だけではなく、街中にも設置することを検討していく必要があります。



LED防犯灯



防犯カメラ

第4章 安全で安心なまちづくり施策の推進

1 市の取り組み

市は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民及び事業者と協働し、自主・自立の精神に支えられた良好な地域コミュニティを築くための必要な施策を実施します。

(1) 知識の普及と啓発活動の推進

地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯に関する知識を持つことが必要であり、市民等への知識の普及や啓発活動を推進するため、次のような施策を実施します。

ア 地域の防犯意識の高揚

犯罪情報などを、市民を中心とした団体（連合町会、町会・自治会、まちづくり会議、習志野市防犯協会等）や企業、銀行、商店等を中心とした各種団体（習志野警察署管内職場警察連絡協議会、特殊防犯協力会、金融機関防犯協会等）に周知するなど、広報活動の強化を図り、地域防犯意識の高揚に努めます。

イ 「安全で安心なまちづくり月間」の設定

「安全で安心なまちづくり月間」を設定し、街頭キャンペーン、研修会、自転車防犯診断、パトロール強化など啓発活動を集中的に行うとともに、より広範に安全で安心なまちづくり推進活動を展開します。



自主防犯活動団体によるパトロール



地域、キョット・ジニア防犯隊による自転車防犯診断

ウ 広報活動の推進

市広報紙、ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」、習志野市公式ツイッターなどのソーシャルメディア、チラシ、ポスター、出前講座等、様々な広報媒体を駆使します。

また、報道機関へ積極的に情報提供を行うなど、広く市民に周知することにより、防犯に関する知識の普及や啓発に努めます。

エ 各種イベントにおける啓発活動

例年多くの市民が参加する市民まつり、防犯講演会、街頭啓発キャンペーンなどにおいて、チラシや防犯グッズ等を配布することにより、防犯意識の高揚に努めます。



市民まつり会場における防犯アンケート

オ 事業者への啓発活動等

事業者に対し、従業員への防犯知識の普及及び啓発、防犯対策を施した施設の整備並びに地域住民と連携して安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るよう、協力依頼を行うとともに、引き続き情報提供及び物品貸与等の支援を行います。

(2) 地域防犯活動への支援

地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、市民や各種団体が一体となり、幅広く活動していくなどの地域単位での自主的な地域防犯活動が非常に重要です。

これら市民の自主的な地域防犯活動を促進するために、次のような支援施策を継続して実施します。

ア 地域防犯活動への支援

地域における犯罪発生状況や発生場所など、犯罪に関する情報を提供します。また、地域防犯活動で必要と思われるチラシ、パンフレット、啓発物などを提供するとともに、地域の防犯パトロール団体へ青色防犯パトロール車による参加支援を行います。



青色回転灯を搭載したパトロールカー

イ 顕彰の実施

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に顕著な貢献があった市民や団体等に対して、その功績をたたえることにより、安全で安心して暮らせるまちづくり活動に対する社会的評価を高めるための顕彰を実施します。



自主防犯活動団体への感謝状贈呈

（３） 犯罪防止に配慮した都市環境整備の推進

犯罪防止の取り組みは、犯罪が発生しにくい都市環境整備に着目したハード・ソフト両面での対策が必要です。

特に道路、公園、駐車場、公共的建築物などの整備や維持管理に当たっては、次のような施策を展開します。

ア 道路照明灯及び防犯灯の整備

道路照明灯の設置については、夜間において、道路状況及び交通状況を的確に把握するための良好な視覚環境を確保し、道路交通の安全と円滑化を図れるよう整備を行います。

防犯灯の設置については、まちを明るくし、歩行者等の安全を確保するとともに、夜間に誘発される各種犯罪の抑止を図るため、町会・自治会からの要望を受け、効果的な整備を実施します。

なお、市所有のすべての防犯灯に、環境面・財政面に優れたＬＥＤ灯具を導入しています。

また、道路照明灯につきましては、今後、順次導入に努めます。

イ 公共施設の自動車駐車場・自転車等駐車場における安全対策

（ア）自動車駐車場

駐車場においては、自動車盗難や車上ねらいを防止するため、施設の適切な運営に努めます。

（イ）自転車等駐車場

地下式や階層式などの立体自転車等駐車場においては、防犯カメラの設置や、コインパーキング化など、防犯に配慮した施設整備や運営に努めます。



機械式駐輪機

ウ 公園における安全対策

公園においては、死角をつくらない樹木等の配置及び剪定、照明灯の整備、公園施設の適正な維持管理等に努めます。



死角のない公園

エ 建築物等における安全対策

本市の公共施設については、死角になりやすい場所の解消など、防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物として整備します。また、不適切な管理状態の空き家等に対し、改善するよう指導できる体制を整備する必要があります。

オ 市有地及び公共施設における安全対策

市有地及び公共施設においては、安全な環境を保持するため、適正な維持管理を行います。

カ 通学通園等に使用している公共施設における安全対策

死角をつくらない樹木等の配置及び剪定、照明灯による明るさの確保など施設の整備及び維持管理に努めます。

（４） 保、幼、こども園、小・中学校等における安全（防犯）対策の推進

ア 保、幼、こども園、小・中学校等の安全（防犯）管理の推進

幼児、児童、生徒等の安全確保を図るため、教職員等による保、幼、こども園、小・中学校等の安全（防犯）管理を推進します。

イ 侵入者の防止対策

保、幼、こども園、小・中学校等の出入り口をできるだけ少ない箇所に限定するとともに、防犯カメラ、非常警報装置等の防犯警備機器を活用し、侵入者の防止に努めます。



防犯ブザー



監視カメラ

ウ 保護者、地域、関係各機関等との連携の推進

幼児、児童、生徒等の通学時等の安全確保を図るため、情報収集体制の強化及び積極的な情報発信を行うことにより、保護者、地域、関係各機関等との連携を図ります。

エ「子ども１１０番の家」の設置推進

地域の家庭や店舗等の協力を得て、子どもが危険を感じた時に駆け込み、身の安全を確保する「子ども１１０番の家」の設置協力を引き続き行っていきます。

年度	子ども110番の家
17	894
18	1,083
19	1,071
20	1,148
21	1,180
22	1,173
23	1,128
24	1,085
25	1,035
26	1,022

（平成27年2月末現在）

オ 安全教育の充実

各種事件や事故を想定した安全教育を計画的・継続的に実施し、幼児、児童、生徒等が、防犯についての知識を身に付け、安全に避難する方法等について理解し、状況に応じて自ら安全な行動ができるように努めます。

カ 子どもたちの参画による安全対策の推進

子どもたちの参画により（キラット・ジュニア防犯隊など）、実効性のある安全対策の推進に努めます。



市内市立小・中学校の児童・生徒で結成されている「キラット・ジュニア防犯隊」

（５） 高齢者等を対象とした施策の実施

高齢者等の人たちを犯罪被害から守っていくための施策として、高齢者等の人たちが自らの生活の安全を確保していくために、必要とされる知識の普及や啓発を実施します。



また、特に高齢者が狙われやすい「振り込め詐欺」等については、防災行政無線や緊急情報サービス「ならしの」等を活用し、できる限り多くの高齢者に注意喚起し、被害の防止に努めます。

（６） 市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の活用

防犯パトロール等により市職員が犯罪等の現場に遭遇した場合、被害者保護に努めるとともに、防犯緊急情報ネットワークを活用し、警察等に通報します。

（７） 人材の育成

各地域において、安全で安心なまちづくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材を育成するための研修会や講演会等を企画し、計画的な育成に努めます。また、就学時から防犯に対し、より高い関心が持てるよう「キラット・ジュニア防犯隊」の活動を継続して行います。このほかにも、防犯指導員の育成を図り、地域防犯活動の充実に努めます。



防犯指導員等を対象とした防犯研修会

（８） 連携体制や連絡網を活用した施策の推進

市、市民、事業者、関係機関等と調整を図るための連携体制や連絡網を活用し、施策を総合的に推進します。

ア 連携体制の推進

市内連携組織である安全で安心なまちづくり連絡協議会を、定期的を開催します。

イ 連絡網の活用

市民、事業者、関係機関等と連携し、施策を推進するために防犯緊急情報ネットワークを拡充します。

ウ 関係機関との体制づくり

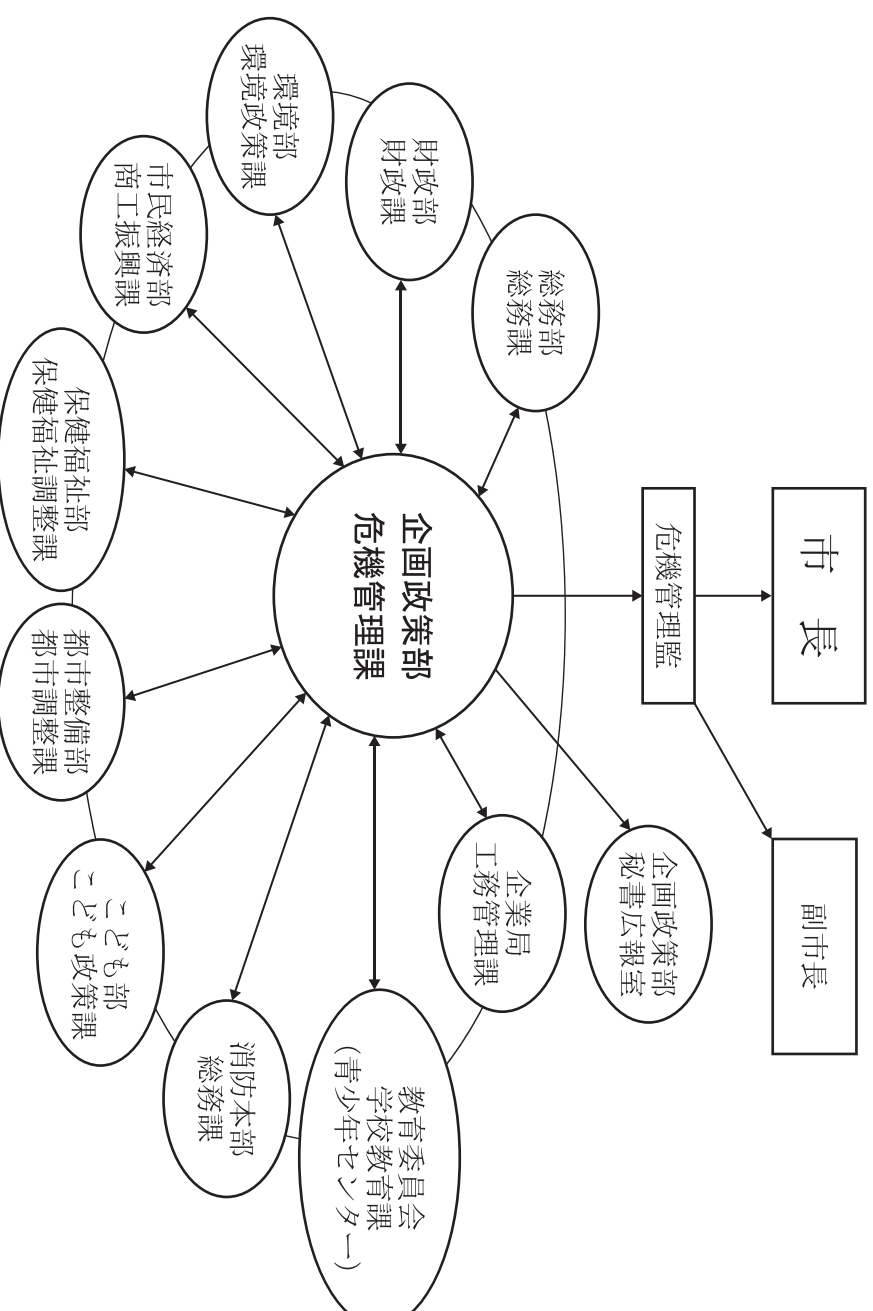
交番の適正配置など、犯罪の多様化に応じた体制づくりを、関係機関と協議のうえ推進します。

防犯緊急情報ネットワーク

《情報伝達基準》

1. この基準は、市民に危険の及ぶ防犯情報を緊急に情報提供し、庁内の情報の共有化を図るためのものである。
2. 各部情報窓口は、右記の関係各課とし、緊急情報サービス「ならしの」・ホームページ・Twitter の発信権限を所有する。
3. 情報を入手した関係課長は、全庁的かつ市民へ提供すべき事案か判断し、必要があると判断した場合は、危機管理課に連絡した後に関係各課・市民へ情報提供する。
- また、関係課長は、関係機関・団体に流すべき事案か判断し必要があると判断した場合は、情報提供する。
4. 危機管理課長は、入手した情報を危機管理監、秘書広報室へ連絡する。(→)
5. 危機管理監は、入手した情報を市長に報告すべき事案か判断し必要があると判断した場合は、市長・副市長に報告する。(→)
6. 防犯情報以外でこのネットワークを使う場合は、危機管理課と協議する。
7. 全庁的かつ市民へ提供すべき事案でない場合は、このネットワークは使用しない。

※日中の片内連絡方法は、グループウェアの電子メール（誤から課）と電話とする。
夜間、休日については、緊急情報サービス「ならしの」（職員用）と危機管理課携帯電話（090-9202-2717）とする。



市民に危険の及ぶ防犯情報を緊急情報サービス「ならしの」・ホームページ・Twitter等の情報媒体を使い情報提供する。

市民・関係機関・団体

2 市民の取り組み

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」ということです。

地域住民、警察、各種関係団体等が、お互いに連携を充実させ、地域の実情にあった啓発活動を実施し、地域住民一人ひとりに地域全体にいたるまで、幅広く防犯に関する知識を持ち、防犯意識を高揚するとともに、一体となって、地域防犯活動に取り組んでいくことが必要です。

(1) 知識の習得と啓発活動への参加

地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯に関する知識を持つことが必要です。市民は知識の習得と啓発活動へ積極的に参加するため、次のような施策を実施します。

ア 地域の防犯意識の高揚

市や警察から、市民を中心とした団体（連合町会、町会・自治会、まちづくり会議、習志野市防犯協会等）や企業、銀行、商店等を中心とした各種団体（習志野警察署管内職場警察連絡協議会、特殊防犯協力会、金融機関防犯協会等）を通じて得られる、犯罪情報等を積極的に活用し、地域の防犯意識の高揚に努めます。

イ 知識の習得

安全で安心なまちづくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが、防犯に関する知識を持つことが必要であるため、市や警察などにより開催される研修会や講演会等へ積極的に参加し、防犯に関する知識を習得して、地域防犯活動や身の回りの安全点検に活かします。



防犯指導員を対象とした防犯研修会

ウ 啓発活動への参加

「安全で安心なまちづくり月間」など、市や関係機関が実施する街頭キャンペーン、研修会等、安全で安心なまちづくりの推進活動の一環として行われる啓発活動へ積極的に参加し、協力します。



街頭啓発キャンペーン

エ 情報の収集

市広報、ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」、習志野市公式ツイッターなどのソーシャルメディア、チラシ、ポスター、出前講座等から得られる、防犯に関する情報を積極的に収集し、地域における防犯対策の向上に努めます。

(2) 地域防犯活動の実施

自分たちの地域は自分たちで守っていけるよう、住民相互により連携、協力し、地域の実情にあった自主的な地域防犯活動を実施します。

ア 地域防犯活動の実施

市や警察から得られる、地域における犯罪発生状況や発生場所などの犯罪情報や研修会、講演会等で習得した防犯に関する知識を活用し、地域一体となって、防犯パトロールなど、地域防犯活動を活発に行います。

イ 身の回りの安全点検

「自分のことは自分で守る」ということを基本に、防犯に関する研修会や講演会等で習得した知識を活かし、防犯の視点を取り入れた住まいづくりなど、身の回りの安全点検に努めます。

ウ 地域における安全点検

自分たちの地域は自分たちで守っていけるよう、住民相互により、地域で連携及び協力して、日頃から、地域の安全点検に努めます。



防犯マップ作製による地域の安全点検

(3) 私有地及び建物の適正な維持管理

土地や建物を所有している市民は、安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理や安全点検を実施するとともに、不適切な管理状況の空き家等を発見した場合には、適宜市へ状況報告を行います。

(4) 保、幼、こども園、小・中学校等における 安全（防犯）対策の実施

ア 通学時等における子どもの安全確保

保護者、学校等の管理者及び市と連携して、通学通園時における、子どもの安全対策として、声かけを積極的に行います。



イ「子ども110番の家」の設置推進

子どもが危険を感じた時に駆け込むことにより、身の安全を確保するための「子ども110番の家」の設置協力を引き続き行っていきます。

(5) 高齢者等を対象とした安全（防犯）対策の実施

一人暮らしなどの高齢者等が、犯罪に巻き込まれないよう、地域で連携し、声かけや定期的な自宅訪問など、高齢者等を支援する地域防犯活動を行います。

また、振り込め詐欺等に関する情報を得た場合は、警察に情報提供します。



(6) 犯罪被害者の保護及び連絡体制の活用

市民が、防犯パトロール等により犯罪等の現場に遭遇した場合、被害者保護に努めるとともに、警察等に通報します。

(7) 人材育成への協力

ア 防犯リーダー育成への協力

市や警察などにより開催される、安全で安心なまちづくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材を育成する研修会や講演会等へ積極的に参加し、地域における防犯リーダーの育成に協力します。

イ 防犯リーダーを中心とした防犯対策の推進

防犯リーダーを中心とした防犯パトロールなど、積極的かつ、効果的な地域における防犯対策を推進します。

(8) 連携体制への参加、協力

市、事業者、関係機関等との連携を強化する施策を、着実かつ、円滑に推進するために連携体制へ積極的に参加し、協力します。

③ 事業者の取り組み

事業者は、その事業を行うにあたり、安全で安心して暮らせるまちづくりのために必要な措置を講ずるとともに、地域住民と一体となって、地域防犯活動を行います。

(1) 知識の習得と啓発活動への参加

ア 防犯意識の高揚

市や警察から発信される犯罪情報等を積極的に活用し、事業者及び従業員の防犯意識の高揚に努めます。

イ 知識の習得

市や警察などが開催する防犯に関する研修会、講演会等を活用し、事業者、従業員等の防犯知識の習得に努めます。

ウ 啓発活動への参加

「安全で安心なまちづくり月間」など、市や関係機関が実施する街頭キャンペーン、研修会等安全で安心なまちづくり推進活動の一環として行われる啓発活動へ積極的に参加し、協力します。

(2) 地域防犯活動への参加、協力

ア 地域防犯活動への参加、協力

地域で行われる防犯パトロールなど、地域防犯活動へ積極的に参加、協力し、地域住民と一体となって、安全で安心なまちづくりを推進します。



自主防犯活動団体によるパトロール

イ 事業所の安全点検

事業所においても、自分たちの地域は自分たちで守っていけるよう、地域と連携及び協力して、日頃から、事業所及び地域の安全点検に努めます。

(3) 私有地及び建物の適正な維持管理

ア 土地や建物の適正な管理

事業者で所有している土地や建物の安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理や安全点検を実施します。

また、不適切な管理状況の空き家等を発見した場合には、適宜市へ状況報告を行います。

イ 施設等の防犯対策

防犯に考慮した施設、設備等を整備することが求められており、特に、共同住宅や駐車場については、ピッキングなどに強い鍵の設置、防犯カメラ及び防犯灯の整備等、防犯対策を積極的に行います。

(4) 保、幼、こども園、小・中学校等における 安全（防犯）対策の実施

ア 通学時等における子どもの安全確保

保護者、学校等の管理者及び市と連携して、通学通園時における、子どもの安全対策として、声かけを積極的に行います。

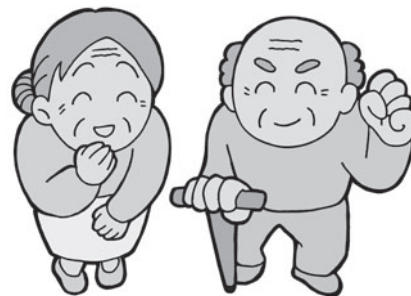
イ「子ども110番の家」の設置推進

子どもが危険を感じた時に駆け込むことにより、身の安全を確保することができる「子ども110番の家」の設置に対し協力します。



(5) 高齢者等を対象とした安全（防犯）対策への参加、協力

高齢者等が、犯罪に巻き込まれないよう、地域と連携した声かけや自宅訪問時における状況確認などの高齢者等を支援する地域防犯活動へ積極的に参加、協力します。



（６） 犯罪被害者の保護及び連絡体制の活用

事業者が、防犯パトロール等により犯罪等の現場に遭遇した場合、被害者保護に努めるとともに、警察等に通報します。



（７） 人材育成への協力

市や警察などにより開催される、安全で安心なまちづくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材を育成するための研修会や講演会等へ積極的に参加し、事業所における防犯リーダーの育成に協力します。

（８） 連携体制への参加、協力

市、市民、関係機関等との連携を強化する施策を、着実かつ円滑に推進するために連携体制へ積極的に参加し、協力します。

第5章 基本計画を推進するにあたって

1 実施計画の策定

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進は、市、市民及び事業者が、その能力を生かし、それぞれの役割を果たしつつ、協働して取り組むことが重要であり、警察をはじめとする各関係機関等を含め、それぞれ相互に連携及び協力しながら、全てが一体となって、取り組んでいくことが必要です。そこで、安全で安心なまちづくりを推進するための基本計画に基づき「実施計画」を策定し、円滑かつ着実な推進を図ります。

2 安全で安心なまちづくり協議会の設置

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「習志野市安全で安心なまちづくり協議会」を設置します。

協議会では、市長の諮問に応じて、安全で安心なまちづくりに関する基本的施策及び基本計画といった基本的事項について、色々な分野・角度から調査し、審議して、より実情に沿った取り組みが的確かつ効果的に実施できるよう協議します。



市長への諮問



安全で安心なまちづくり協議会

3 安全で安心なまちづくり連絡協議会の設置

安全で安心なまちづくりを総合的に推進するため、本市に「安全で安心なまちづくり連絡協議会」を設置します。

連絡協議会は、安全で安心なまちづくりに関する施策を行う関係部局により構成し、各部局が連携して各施策等を円滑に推進できるよう、情報を共有するとともに意見交換などを行います。



安全で安心なまちづくり連絡協議会

4 基本計画の変更について

基本計画は、犯罪発生件数の増減や犯罪の内容、状況の変化などにより、適宜、見直しを行います。

また、施策についても、今後の犯罪の態様や発生状況、社会環境、市民の意識、行動パターンの変化等の分析・検討を加え、見直しを行い、より効果的かつ効率的な実施が図れるように努めます。

◎ 資 料 編 ◎

危 管 第 2 2 6 号
平成26年7月29日

習志野市安全で安心なまちづくり協議会
会 長 川 村 政 史 様

習志野市長 宮本 泰介

習志野市安全で安心なまちづくり基本計画について（諮問）

習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成16年条例第1号）第12条第2項の規定により、習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（案）を策定いたしましたので、貴協議会の意見を求めます。

平成26年11月7日

習志野市長 宮本 泰介 様

習志野市安全で安心なまちづくり協議会
会 長 川 村 政 史

習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（案）について（答申）

平成26年7月29日付け危管第226号にて諮問のありました習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（案）につきましては、下記のとおり答申いたします。

記

諮問を受けた、基本計画（案）については、平成25年度 習志野市安全で安心なまちづくり協議会の決議に基づき、現行計画の施策を踏襲することを前提として、慎重に審議、検討を重ねた結果、妥当なものであると判断いたします。

なお、基本計画策定にあたっては、以下の点に十分留意していただきたい。

1. 高度情報化社会を見据えた施策について

情報化社会の急速な進展により、情報発信手段も、多様化してきています。

情報発信については、計画にその手段を具体的に明記するとともに、時代の流れに即した新たな情報発信の手法についても研究していただきたい。

また、情報共有については、防犯緊急情報ネットワークを有効に活用するとともに、拡充についても検討いただきたい。

2. 超高齢社会を見据えた施策について

(1) 振り込め詐欺対策に関する施策について

超高齢社会の到来、金融システムのオンライン化、家族や周囲の人とのコミュニケーションの希薄化などを背景として、高齢者を狙った振り込め詐欺が、社会現象となっています。

このことを勘案し、振り込め詐欺等の新たな犯罪に対する防犯に留意の上、計画策定に取り組んでいただきたい。

(2) 空き家等の対策に関する施策について

少子高齢化社会や核家族化が進むと、空き家化が加速することが懸念されます。空き家をそのまま放置すると、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす他、不審者による放火や犯罪につながる恐れが考えられます。

このことから、不適切な管理状態の空き家等への対応について留意の上、計画策定に取り組んでいただきたい。

以　上

習志野市安全で安心なまちづくり協議会委員名簿

(平成 26 年 7 月 1 日現在 50 音順・敬称略)

名 前	職 責 等	推薦団体等
飯田 裕一	習志野市消防団副団長	習志野市消防団
加藤 崇	習志野警察署生活安全課長	習志野警察署
金子 恵伍	津田沼南口商店会副会長	習志野市商店会連合会
川村 政史	元日本大学生産工学部建築工学科教授	学識経験者
菊地 清	習志野市立秋津小学校長	習志野市教育委員会
小泉 英子	中学校区青少年健全育成連絡協議会会長	中学校区青少年健全育成連絡協議会
児玉 篤	市 民	公 募
佐藤 弘美	習志野市 PTA 連絡協議会庶務	習志野市 PTA 連絡協議会
鈴木 とし江	習志野市連合町会連絡協議会会長	習志野市連合町会 連絡協議会
高見 克彦	習志野市第六中学校長	習志野市教育委員会
田久保 清一	習志野市防犯協会副会長	習志野市防犯協会
田中 知華	弁護士	習志野法曹会
長谷川 津禰美	市 民	公 募
増田 美代子	市 民	公 募
山田 宏	習志野市商工会議所事務局長	習志野市商工会議所

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 安全・安心まちづくりの推進（第6条—第13条）

第3章 雑則（第14条・第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪を防止し、市民生活の安全を確保するために必要な基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）を推進するための基本となる事項等を定めることにより、市、市民及び事業者が協働して、安全・安心まちづくりを総合的かつ積極的に推進し、もって現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 安全・安心まちづくりの推進は、市、市民及び事業者が、その能力を生かし、それぞれの役割を果たしつつ相互に補い合い、協働して行うものとする。

2 安全・安心まちづくりの推進は、市、市民及び事業者が、自立の精神に支えられた良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動を育むことにより行うものとする。

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心まちづくりを推進するために基本計画を策定し、これに基づき必要な施策を実施するものとする。

2 市は、基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を積極的に反映させるよう努めるとともに、施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力が得られるように必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、安全・安心まちづくりを推進するために常に警察その他の関係行政機関、防犯関係団体、地域住民による自主運営組織その他市長が認める団体等（以下「関係機関等」という。）との密接な連携を維持するよう努めるものとする。

4 市は、犯罪が発生した場合においては、市民及び事業者の協力を得て、関係機関等と一体となって、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自ら安全の確保に努め、地域における安全・安心まちづくりのための活動に相互の理解と協力の下自主的に取り組み、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動が安全に行われる環境を確保するために必要な措置を講じ、地域の防犯活動を推進し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員が安全・安心まちづくりに必要な知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めるものとする。

第2章 安全・安心まちづくりの推進

(高齢者等への配慮)

第6条 市は、高齢者、障害者及び義務教育終了前の児童（以下「高齢者等」という。）に配慮した施策を策定し、及び体制を整備するものとする。

2 市民及び事業者は、地域において高齢者等が安心して暮らすことができるように配慮するものとする。

(公共施設における犯罪防止)

第7条 市は、公園、道路その他の公共施設の整備及び管理に当たっては、犯罪防止のために必要な措置を講ずるものとし、義務教育終了前の児童が通学、通園等の用に供している道路及びその周辺の公園、広場等については、特に推進しなければならない。

(通学時等における児童の安全確保)

第8条 市民及び事業者は、義務教育終了前の児童の保護者、学校等の管理者及び市と連携して、通学及び通園時における当該児童の安全を確保するために必要な配慮を行うものとする。

(土地及び建物に係る安全確保)

第9条 市内に土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地及び建物に係る安全な環境を確保するために必要な措置を講じ、地域における犯罪防止に努めるものとする。

(啓発活動の推進等)

第10条 市は、市民及び事業者が自主性をもつて安全・安心まちづくりを進めることができるようにするため、防犯に関する知識の普及及び情報の提供その他市民及び事業者に対する啓発活動を推進するものとする。

2 市は、高齢者等に対する犯罪を防止するための啓発活動を特に推進しなければならない。

3 市民及び事業者は、あらゆる機会を通じて安全・安心まちづくりについて積極的に学習するよう

努めるものとする。

（人材の育成）

第11条 市及び事業者は、安全・安心まちづくりを推進するための活動を支える人材を育成するよう努めるものとする。

（安全で安心なまちづくり協議会）

第12条 市長は、安全・安心まちづくりを推進するため、習志野市安全で安心なまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、安全・安心まちづくりに関する基本的施策及び安全・安心まちづくりに関する基本的事項を調査審議するものとする。

3 協議会は、安全・安心まちづくりに関する施策及び安全・安心まちづくりに関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（安全・安心まちづくりのための推進体制）

第13条 市は、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進するため、関係部局相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 市は、市民、事業者及び関係機関等と連携し、安全・安心まちづくりに関する施策を積極的に推進するための連絡網等の体制を整備するものとする。

第3章 雑則

（安全で安心なまちづくり月間）

第14条 市長は、安全・安心まちづくりを推進するため、安全で安心なまちづくり月間を設けることができる。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

（習志野市防犯ならびに交通安全推進に関する条例の一部改正）

2 習志野市防犯ならびに交通安全推進に関する条例（昭和40年条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

○習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則

平成16年5月14日

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成16年習志野市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の組織)

第2条 条例第12条第1項の習志野市安全で安心なまちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた市民
 - (2) 地域住民による自治運営組織の代表者
 - (3) 商工業関連団体の代表者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 防犯関係団体の代表者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) 教育関係機関の職員
 - (8) 前各号に掲げる者の他、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、在任又は在職中とする。ただし、公募に応じた市民及び学識経験者にあつては2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会への資料提出の要求等)

第5条 協議会は、必要があると認めたときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し資料の提出及び協力を求めることができる。

(協議会の庶務)

第6条 協議会の庶務は、防犯対策に係る総合調整担当課において処理する。

(協議会に関する委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(安全で安心なまちづくり月間)

第8条 条例第14条の安全で安心なまちづくり月間は、10月とする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

安全で安心なまちづくり連絡協議会設置要綱

平成16年5月14日制定

一部改正平成19年3月14日

一部改正平成24年3月28日

(設置)

第1条 習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成16年条例第1号）に定める安全・安心まちづくりを総合的に推進するため、本市に安全で安心なまちづくり連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 連絡協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 安全・安心まちづくりに関する施策に関すること。
- (2) 安全・安心まちづくりに関する施策に係る関係部間の総合調整に関すること。
- (3) 安全・安心まちづくりに関する施策の推進のための情報活動に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、安全・安心まちづくりの総合的な推進に関し必要なこと。

(組織等)

第3条 連絡協議会に委員長、副委員長及び委員を置き、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 危機管理監
- (2) 副委員長 道路交通課長
- (3) 委員 次に掲げる職員
 - ア 広報すぐきく課長
 - イ 税制課長
 - ウ 資産税課長
 - エ 公園緑地課長
 - オ 商工振興課長
 - カ 高齢者支援課長
 - キ 都市調整課長
 - ク こども保育課長

- ケ 教育委員会学校教育課長
- コ 教育委員会青少年課長
- サ 教育委員会青少年センター所長
- シ 消防本部総務課長
- ス 企業局工務管理課長

2 委員長は、連絡協議会の会務を総理し、連絡協議会の会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 連絡協議会の会議は、必要に応じて、委員長が招集する。

（関係者の出席）

第5条 連絡協議会において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（事務局）

第6条 連絡協議会に事務局を置く。

2 事務局は、防犯対策に係る総合調整担当課をもって充てる。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成16年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月 1日から施行する。

習志野市防犯物品支援基準

平成18年 4月 1日 一部改正
平成24年 4月 1日 一部改正
平成25年 4月 1日 一部改正

第1条 この基準は、習志野市自主防犯活動団体委嘱要綱第6条に基づき、地域住民による地域の防犯活動を推進するため、活動に必要な物品を貸与して支援を行い、もって犯罪防止に対する地域住民の意識高揚を図ることを目的とする。

第2条 地域住民が団体で適正な活動計画のもと防犯活動を行うときは、当該地域住民の団体（以下「自主防犯活動団体」という）の代表者に対し、当該防犯活動に必要な物品を貸与するものとする。

第3条 貸与する物品は、別表1，2の左欄に掲げるとおりとし、貸与する物品の数は、参加者総数及び1回あたりの参加者数に応じ、それぞれ当該中欄又は右欄に定める数までとする。

第4条 貸与の期間は、当該自主防犯活動団体が定めた活動計画の期間内とする。

第5条 貸与を受けようとする自主防犯活動団体は、防犯物品貸与申請書（別記様式）により、市長に申請しなければならない。

第6条 前条の申請があったときは、審査して貸与の可否を決定し、物品を貸与するものとする。

（貸与物品の紛失等による届出）

第7条 物品の貸与を受けた自主防犯活動団体は、当該物品を紛失し、又は損傷したときは、速やかに市長に届けなければならない。

（貸与物品の返却）

第8条 物品の貸与を受けた自主防犯活動団体は、次に掲げる場合には、当該物品を返還しなければならない。

（1）活動計画の期間内に防犯活動を終了するとき。

（2）自主防犯活動団体を解散し、又は自主防犯活動団体としての活動を中止したとき。

この基準は、平成16年8月1日から適用する。

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

別 表 1（第3条）

貸与物品 \ 参加者総数	50人未満	50人以上
帽子（個）	必要人数分	必要人数分
のぼり旗（本）	3	5
リード標（本）	必要人数分	必要人数分

別 表 2（第3条）

貸与物品 \ 1回あたりの参加者数	50人未満	50人以上
腕章（枚）	必要人数分	必要人数分
ベスト（着）	5	7
信号灯（本）	2	3

別記様式（第5条）

防 犯 物 品 貸 与 申 請 書

平成 年 月 日

習志野市長 宮本 泰介 あて

団 体 名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ ⑩

連 絡 先 _____

設 立 日（結成） 平成 年 月 日

私たちは、防犯活動を実施し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、地域住民の防犯意識を高揚させ、犯罪を未然に防止する活動を行います。

つきましては、下記のとおり活動に必要な物品の支援をお願い致します。

記

1. 活動地域（区域） _____

2. 活動計画（回数など） _____

3. 人 数

（1）参 加 者 総 数 _____ 人

（2）1回あたりの参加者 _____ 人

4. 支援を受けたい物品

（1）腕 章 _____ 枚 （2）ベスト _____ 着

（3）のぼり旗 _____ 本 （4）帽 子 _____ 個

（5）信号灯 _____ 本 （6）リード標 _____ 本

5. その他 _____

習志野市青少年防犯ボランティア募集要領

「キラット・ジュニア防犯隊」

1. 主 催 習志野市
2. 事務担当 企画政策部 危機管理課
3. 協 力 習志野市教育委員会
習志野市中学校区青少年健全育成連絡協議会
習志野警察署・習志野市防犯協会
4. 目 的 市内公立小学校・中学校の児童・生徒による防犯ボランティア活動を展開し、この活動を通じて、子どもたちの目線から見た施策を防犯対策に盛り込むと共に、就学時より防犯について啓発等の意識付けを行い、自主・自立の防犯対策や青少年の健全育成の推進に繋げる。
5. 効 果 (1) 参加した児童・生徒による、自校で啓発活動を行うことにより、防犯意識の高揚が図られる。
(2) 防犯対策において、子どもたちの意見を盛り込んだ実践的で幅広い対策が図られる。
(3) 犯罪の被害者にならない（自己防衛）、犯罪の加害者にならない、また、犯罪を他人にさせないなど、自主・自立の防犯対策を身に付ける。
(4) 青少年健全育成の場づくりになる。
6. 活動内容 (1) 啓発活動（駅、市民まつりなどでの啓発キャンペーン）
自校で、参加経験を活かし、防犯意識の高揚等を促す。
(2) 防犯対策への協力
児童・生徒の目線から見た、学区内の防犯上危険な箇所等を落とし込んだ防犯マップの作製
(3) 防犯学習会（毎年10月の防犯講演会等）
市・警察・中学校区青少年健全育成連絡協議会等が主催する学習会への参加
(4) その他
防犯に関する意見・提案

7. 対象及び
期間等
小学校児童：原則 5・6 年生
中学校生徒：原則 1・2 年生
なお、青少年防犯ボランティア活動に参加する児童・生徒は、参加申込書に保護者の同意を得た者とし、毎年 4 月から翌年 3 月までの期間で募集する。
ただし、参加者の登録有効期間は、当該年度とする。
8. 定 員
市内全体で 2 8 0 名
9. 貸与物品等
(1) 参画証
(2) 帽子
(3) ジャンパー
(4) 腕章
(5) 防犯ホイッスル
(6) その他
10. 会 費
本ボランティアの会費は徴収しない。ただし、児童・生徒が活動に参加する際に要する経費（交通費等）は、個々で負担する。
11. 表 彰
活動に顕著な児童・生徒に表彰を行い、防犯意識の高揚を図る。
- 附 則
この要領は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

習志野市安全で安心なまちづくり基本計画

平成 27 年 3 月発行

発行 習志野市

編集 企画政策部 危機管理課
〒275-0014

千葉県習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号

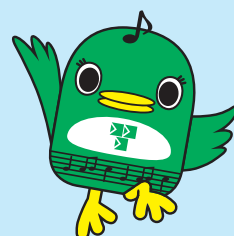
電話 047 (451) 1151 (代)



みんなで目指そう
犯罪のないまち習志野!!



あんしん♡♡♡



習 志 野 市